

(公財) ゴールドウイン西田育英財団
役員及び評議員並びに選考委員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人ゴールドウイン西田育英財団(以下、「本財団」という。)定款第14及び第29条並びに第45条の規定に基づき、役員及び評議員並びに選考委員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち本財団を主たる勤務場所とする者をいい、本財団の職員と勤務時間を同じく職務に従事する役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条により置かれる者をいう。
- (5) 選考委員とは、定款第45条第2項の規定に基づき選任された委員をいう。
- (6) 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称いかんにかかわらず、また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいい報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は役員等及び選考委員の職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、常勤役員の報酬は無報酬とする。
- 3 常勤役員には、第7条第2項に規定する通勤手当を支給する。
- 4 非常勤役員及び評議員には、本財団の理事会及び評議員会に出席したとき又は監査業務等を実施したときに報酬及び費用を支給する。ただし、職務の態様から月額報酬を支給することが適当と認められる場合には評議員会の承認を得て月額報酬とすることができる。
- 5 選考委員には、本財団の選考委員会その他法人が出席を求める会議に出席したときに報酬及び費用を支給する。

- 6 前項に定める報酬及び費用のほか、選考委員には別表に定める審査料を支給する。
- 7 役員等には、賞与及び退職金は支給しない。

(報酬の額の決定)

- 第4条 本財団の非常勤役員及び評議員並びに選考委員の報酬は、次のとおりとする。
- 2 非常勤理事の報酬の額は理事会が決定し、一人1日につき上限5万円（法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額）とする。
 - 3 非常勤監事の報酬の額は評議員会が決定し、一人1日につき上限5万円（法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額）とする。
 - 4 評議員の報酬の額は評議員会が決定し、一人1日につき上限5万円（法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額）とする。
 - 5 選考委員の報酬の額は理事長が理事会の承認を得て決定し、一人1日につき上限5万円（法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額）とする。

(報酬等の支払方法)

- 第5条 非常勤役員及び評議員並びに選考委員の報酬等は、その金額を通貨で、直接役員等及び選考委員に支払うものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員並びに選考委員が報酬等の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬等の支給日)

- 第6条 非常勤役員及び評議員並びに選考委員の報酬等は、当該月分の報酬等の額をまとめて当該月末に支給する。当該月末が休日に当たるときはその前日に、その前日が土曜日のときはその前々日に支給するものとする。

(費用)

- 第7条 本財団は、役員等及び選考委員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、発行する定期券の3ヶ月を支給単位期間とし、その支給単位期間に対応する通用期間の定期券の勤務地までの経済路線価額を一括支給する。
 - 3 通勤手当を支給される常勤役員で、離職等の事由により、通勤のため運賃等の負担を要しなくなった者については、その事由が生じた後の期間につき、各交通機関が定める額を返納させるものとする。
 - 4 役員及び評議員並びに選考委員が本財団の理事会及び評議員会並びに選考委員会に出席したとき又は監事が監査業務等を実施したときの交通費は原則実費相当額

とし、マイカーを活用する場合には1キロあたり20円(高速代別途)を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り捨てるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改正は、評議員会において評議員の決議をもって行うものとする。

附 則

- 1 規程は、2020年9月16日から施行する。
- 2 規程は、2021年6月3日から一部改訂施行する。
- 3 規程は、2021年10月14日から一部施行改訂する。
- 4 規程は、2024年10月 日から一部施行改訂する。

別表

審査件数	支給額
100件以上	10万円
90～99件	9万円
80～89件	8万円
70～79件	7万円
60～69件	6万円
50～59件	5万円
40～49件	4万円
30～39件	3万円
30件未満	2万円

審査件数とは、奨学金給付選考基準第3条第1項に定める書類選考件数をいう。